審査基準

事務局による書類審査(A)

評価項目			評価基準	様式	配点
1	参加者	同種業務実績	別表「書類審査(A)の評価基準と配点」のとおり	様式2	9.0点
2	管理技術者	(1)　経験及び資格		様式3	3.5点
		(2)　業務実績			9.0点
3	各担当技術者	(1)　経験及び資格		様式4	1.5点
		(2)　業務実績			3.0点
4	見積書	コスト		様式5	4.0点
合　計					30.0点

技術提案の審査(B)

評価項目			評価の着眼点	様式	配点
5	業務実施方針等	実施方針	仕様書、技術資料を理解し、適切に実施方針を作成しているか	様式6	5.0点
		実施体制	業務を確実に実施できる体制が整っているか（業務体制、協力体制、本市との連絡体制等）		5.0点
		実施計画	作業工程、スケジュールなどが適切に計画されているか		5.0点
6	特定テーマ	妥当性・実現性①	建物計画に関して、緊急出動を円滑に行うための動線計画、24時間勤務体制を踏まえた執務環境整備及び限られたスペースでの訓練機能の整備が妥当で実現性のある提案となっているか。	様式7	15.0点
		妥当性・実現性②	鎌倉景観地区における公共施設であることを踏まえ、地域の街並みに調和する景観への配慮が妥当で、実現可能な提案となっているか。		10.0点
		妥当性・実現性③	消防施設の稼働時に周辺環境に与える騒音などに対する近隣への環境配慮は十分であるか。また、断熱性能の強化や省エネ機器の導入、再生可能エネルギー（太陽光）の利活用等、環境負荷の低減に配慮した建築計画、建築設備計画が妥当で、実現性のある提案となっているか。		10.0点
		創造性	自社の強みを活かし、効率的で創意工夫のある提案となっているか。		10.0点
7	総合的評価	専門的技術力	高い専門性を有し、技術的配慮事項を適切に把握しているか。	様式6.7	5.0点
8		意欲	業務に意欲があるか		5.0点
合　計					70.0点

※評価項目5～8の評価は5点満点とし、次の5段階で行う。
　優れている…5点　やや優れている…4点　普通…3点　やや劣る…2点　劣る…1点
※評価項目6は、5段階で評価した点数を2倍もしくは3倍に換算（5点満点×2=10点満点、5点満点×3=15点満点）し、評価項目に重みを付ける。

優先交渉権者の選考

事務局による書類審査(A)		30.0点
技術提案の審査(B)		70.0点
各委員の評価点(C)	(A)+(B)	100.0点
各委員の評価点(C)の平均(小数第二位を四捨五入)が最も高い者を優先交渉権者とする		
最低得点基準(6割)		60.0点

別表

事務局による書類審査(A)の評価基準と配点

1 参加者の同種業務実績	評価	点数
業務実績で、ア　延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	3.0
業務実績で、イ　延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	1.0
業務実績で、ウ　国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	0.0
業務実績が1件も無い	失格	

・Aは3.0点、Bは1.0点、Cは0点、業務実績が1件も無い場合は失格とする。
・3件の記載が可能なため、A(3.0点)×3件＝9.0点を満点とする。
・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。

2-(1) 管理技術者の経験及び資格	評価	点数
一級建築士としての経験年数15年以上	A	3.5
一級建築士としての経験年数10年以上	B	2.625
一級建築士としての経験年数10年未満5年以上	C	1.75
一級建築士としての経験年数5年未満	D	0.875
上記資格を有しない	失格	

・Aは3.5点、BはA×0.75、CはA×0.5、DはA×0.25、一級建築士の資格を有しない場合は失格とする。

2-(2) 管理技術者の業務実績	評価	点数
業務実績で、ア　延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	3.0
業務実績で、イ　延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	2.0
業務実績で、ウ　国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	1.0
業務実績として認められない	D	0

・Aは3.0点、Bは2.0点、Cは1.0点、実績がない場合は0点とする。
・3件の記載が可能なため、A(3.0)×3件＝9.0点を満点とする。
・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。
・管理技術者としての業務実績に限る。

3-(1) 各担当技術者(総合・構造)の経験及び資格	評価	点数
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数10年以上	A	0.5
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数5年以上	B	0.375
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数3年以上	C	0.25
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数3年未満	D	0.125
上記資格を有しない	失格	

・Aは0.5点、BはA×0.75、CはA×0.5、DはA×0.25、Eは0点とする。
・3件の記載が可能なため、A(0.5)×3件＝1.5点を満点とする。

3-(2) 各担当技術者(総合・構造)の業務実績	評価	点数
業務実績で、ア　延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	1.0
業務実績で、イ　延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	0.75
業務実績で、ウ　国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	0.5
業務実績として認められない	D	0

・Aは1.0点、BはA×0.75、CはA×0.5、Dは0点とする。
・3件の記載が可能なため、A(1.0)×3件＝3点を満点とする。
・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。

4 見積額(コスト)の評価	評価	点数
見積額が事業費限度額の85%未満(～102,186,150円)	A	4
見積額が事業費限度額の85%以上～90%未満(102,186,150円～108,197,100円)	B	3
見積額が事業費限度額の90%以上～95%未満(108,197,100円～114,208,050円)	C	2
見積額が事業費限度額の95%以上～100%以下(114,208,050円～120,219,000円)	D	1
見積額が事業費限度額を超過している	失格	